

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

本市では、一部の「居宅介護サービス」、「地域密着型サービス」及び「日常生活支援総合事業（以下「総合事業という。」）の更新対象事業所のサービスと、同一事業所で行う同種のサービス事業所の指定有効期間が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期間を合わせることができるとしています。

具体的な手続き方法等は、以下のとおりです。

1 指定有効期間を合わせることが可能な対象サービス

同一事業所で複数のサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

- ① 同一種別の「地域密着型サービス」と「地域密着型介護予防サービス」
- ② 「認知症対応型共同生活介護」と「共用型認知症対応型通所介護」
- ③ 「地域密着型通所介護」と「総合事業（通所型サービス）」
- ④ 同一種（訪問型サービスまたは通所型サービス）の「総合事業」
- ⑤ 同一種の「県指定サービス」と「地域密着型サービス」
- ⑥ 同一種の「県指定サービス」と「総合事業」

【例】

- ・ 小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護 ⇒ ○
- ・ 地域密着型通所介護と総合事業（通所型サービス） ⇒ ○
- ・ 総合事業（訪問介護相当サービス）と総合事業（訪問型サービスA-①） ⇒ ○
- ・ 通所介護（県指定）と地域密着型通所介護 ⇒ ○
- ・ 訪問介護（県指定）と総合事業（訪問型サービス） ⇒ ○

※同一種別であれば、本市が指定するサービスの有効期間を山口県が指定するサービスの有効期間に合わせることは可能ですが、その逆の場合は有効期間を合わせることはできません。

【イメージ】

サービス種別	指定有効期間
地域密着型通所介護	平成29年4月1日～令和5年3月31日
総合事業（通所介護相当サービス）	令和2年4月1日～令和8年3月31日
総合事業（通所型サービスA-①）	令和3年4月1日～令和9年3月31日

	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1	
地域密着型通所介護	指定	→						指定更新			
総合事業（通所介護相当サービス）				指定	→					
総合事業（通所型サービスA-①）					指定	→			いずれのサービスも有効期間はR11. 3. 31まで		
総合事業（通所介護相当サービス）、総合事業（通所型サービスA-①）は、地域密着型通所介護の有効期限に前倒して更新											

2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、「有効期間を合わせて更新する旨の申出書」を提出してください。

3 留意事項

この取り扱いについては、手続きに要する事務負担の軽減を目的として、指定有効期間を合わせて更新することを可能とする手続きとなります。

必ずしも申出書を提出する必要はありませんので、指定有効期間を合わせない場合は、これまでどおりサービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。